

平成 26 年 1 月 6 日

城東統括支部会員各位

東京都社会保険労務士会城東統括支部
統括支部長・葛飾支部長 齊藤 充弘
足立・荒川支部長 川俣 雅英
江東支部長 会沢 力
墨田支部長 原 隆史
江戸川支部長 山本 昌之

城東統括支部必須研修会のご案内

厳寒の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より、統括支部の運営につきまして、格別のご高配を賜りまして誠に有難うございます。心より厚くお礼申し上げます。

この度、平成 25 年度第 2 回城東統括支部主催の必須研修会を以下の通り開催することになりました。ご多忙の時期とは存じますが、万障お繰り合わせの上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成 26 年 2 月 7 日 (金)
受付 午後 1 時 30 分開始
研修 午後 2 時開始～午後 4 時 30 分終了予定
2. 会 場 曳舟文化センター ホール
〒131-0046 東京都墨田区京島 1-38-11
電話 03-3616-3951 (代表)
京成線「京成曳舟」駅 徒歩 1 分
東武線「曳舟」駅 徒歩 4 分
3. テーマ「マイナンバー制度が社労士に与える影響と今後の社会の流れ」(120 分)

講 師：リサーチネットワーク株式会社 代表取締役
NPO 法人 東アジア国際ビジネスセンター 事務局長 安達 和夫 氏

【社労士として知っておきたいマイナンバー制度】

平成 27 年 10 月より施行が予定されているマイナンバー制度は社労士業務に大きな影響を与えます。その主要な目的として、①社会保障と税の一体改革、②電子政府・電子自治体における行政事務の効率化の推進、③個人情報保護法のより一層の厳格化が挙げられます。

税制改革はもとより、公的年金・雇用保険等の手続きについても直接の影響があり、顧問先・勤務先企業へも「法人番号」が付与されるなど、今後クライアントからの照会も予想されます。これらはいずれも社労士業務の端々に大きなインパクトが予想される課題です。

そこで、制度の成り立ちや諸外国の状況等を確認し、また実際の業務に与える影響など、社労士の能力担保として押さえておくべき事項をご講義いただきます。

(注意事項) 代理受講につきましては受講シールの配布は出来ませんのでご了承願います。

4. 連絡事項 (1)「専門分野別登録制度のご案内」(10 分)
(2)「日本政策金融公庫PRについて」(10 分)

研修担当FAX03(3869)6964 TEL03(3869)8459(藤浦 隆英)

FAXでのお申し込みは、この紙(2枚目)だけで結構です。

※ 準備の都合上、1月24日(金)迄にお申し込みください。期日厳守でお願い致します。

..... 申込書

平成26年2月7日 城東統括支部必須研修会

平成26年1月 日

FAX 03 - 3869 - 6964

東京都社会保険労務士会江戸川支部 宛

2月7日城東統括支部必須研修会に	1:参加します。	欠席の場合は返信不要
連絡先電話番号	()	

参加者氏名	種別 (○を付けてください。)
	開業 ・ 法人社員 ・ 勤務
	開業 ・ 法人社員 ・ 勤務
	開業 ・ 法人社員 ・ 勤務

FAXよりも便利でカンタン！ 江戸川支部のホームページからも申し込みができます。

<http://www.edogawasr.jp/> にアクセスします。

メニューにある「会員ページ」にアクセスします。

(ID「edogawashibu」パスワード「kaiin」)を入力ください。

城東統括支部必須研修会のページがありますので、ここからお申込みください。